

葉山町ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱

〔平成19年12月12日制定〕

（目的）

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の取扱いに関して適正な使用と維持管理の確保を図り、公共下水道の機能及び構造に支障を来たすことのないよう必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」（以下「基準」という。）に適合する評価を受けたものをいう。
- (2) メーカー システムについて基準に適合する評価を受けた者をいう。
- (3) 使用者 システムを使用し、その維持管理に関して責任を負う者で次に掲げるものをいう。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃貸の集合建築物の所有者
 - ウ 分譲の集合建築物の所有者又はその代表者

（排水設備としての適用）

第3条 システムは、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条に定める基準に適合する排水設備とする。

（システム設置の確認）

第4条 システムを設置又は変更しようとする者（以下「設置者」という。）は、葉山町下水道条例（平成10年葉山町条例第24号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、システムを有する排水設備の設置又は変更について、町長の確認を受けなければならない。

2 前項の場合において、町長は、設置者に対し、葉山町下水道条例施行規則（平成10年葉山町規則第29号）第4条第1項第5号に掲げる添付書類として、次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム（新設・変更）届出書（第1号様式）
- (2) ディスポーザ適合評価書の写し
- (3) ディスポーザ仕様書
- (4) 維持管理業務委託契約書の写し（届出時に使用者が確定していない場合にあつては、維持管理業務委託契約等の確約書（第2号様式））
- (5) 使用者届出書（第3号様式）（届出時に使用者が確定していない場合にあつては、確定後提出）
- (6) 使用者承継確約書（第4号様式）（届出時に使用者が確定していない場合にあつては、確定後提出）

（維持管理に関する指導）

第5条 町長は、条例第4条の規定による計画の確認を行う場合には、設置者に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。この場合において、設置者と使用者が異なるときは、使用者に対し遵守を求めるものとする。

- (1) システムの維持管理について、専門の維持管理業者と基準に基づく維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) システムが適切に維持管理されていることを確認するため、専門の維持管理業者が実施する保守点検に係る記録等維持管理に関する資料を3年間保存するとともに、必要に応じ、その資料を提出すること。
- (3) システムの適切な維持管理を確認するため、立入検査等の必要が生じた場合は、それに応じること。
- (4) システムから発生する汚泥等廃棄物の収集運搬及び処分については、関係各課と協議し、その指示に従うこと。

(使用者の地位の承継)

第6条 システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた者が当該システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものとする。

- 2 前項の場合において、譲渡を受けた者は、第4条に規定される使用者届出書(第3号様式)及び使用者承継確約書(第4号様式)を提出しなければならない。

(排除の停止、制限又は改善命令)

第7条 町長は、システムの維持管理の状況により、公共下水道への排除が公共下水道を損傷し、若しくは機能を阻害するおそれがあるとき、又は公共下水道の保全上必要があると認めるときは、条例第12条又は第18条の規定に基づき、設置者又は使用者に対し、排除の停止若しくは制限又は当該システムの改善命令を行うことができる。

(メーカーに対する指導)

第8条 町長は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次に掲げる事項について指導を行うものとする。

- (1) システムの販売に当たり、使用者に対し、当該システムの維持管理については、専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (2) 町長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(その他)

第9条 その他この要綱にない事項については、本町と設置者又は使用者との協議により決定することとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(葉山町ディスポーザ・キッチン排水処理システムの取扱いに関する要綱の廃止)

2 葉山町ディスポーザ・キッチン排水処理システムの取扱いに関する要綱(平成12年11月27日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。